

別表第1

再生可能エネルギー発電設備の設置に関する主な関係法令・窓口一覧

法令等の名称	許認可・届出の名称等	手続きの窓口
国土利用計画法	一定面積以上の土地の売買契約等を締結した場合は、締結日から2週間以内に市を經由して県への届出が必要(都市計画区域内:5,000平方メートル以上、都市計画区域外:10,000平方メートル以上)	始良市 企画部 企画政策課
大規模取引等事前指導要綱	次に掲げる大規模な取引や土地利用の上で、特に規制のある土地の取引については、契約締結の前に、大規模取引等事前指導要綱の定めるところにより、土地取引や、土地利用の上で必要となる手続について、事前指導を受けることが可能 ・面積が一団5ヘクタール以上の土地 ・1ヘクタール以上の農用地区域又は2ヘクタール以上の農地等を含む土地 ・保安林又は保安施設地区を含む土地 ・自然環境保全法・自然公園法等に規定する特別地区等を含む土地	鹿児島県 総合政策部 地域政策課
鹿児島県土地利用対策要綱	・1団1ヘクタール以上の面積の土地に係る開発について県との協議が必要 ・都市計画法第29条、森林法第10条、採石法第33条、砂利採取法第16条に係る開発については、1団10ヘクタール以上について県との協議が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 総務企画課
鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン	出力1,000キロワット以上の風力発電施設を建設する際の景観形成に関するガイドラインに基づき、県との協議が必要	鹿児島県 商工労働水産部 エネルギー対策課
環境影響評価法	法に定める規模の事業を実施する場合は、事前に環境影響評価その他の手続が必要(太陽光発電事業は出力40,000キロワット以上が対象となる。)	経済産業省 九州産業保安監督部 電力安全課
環境影響評価法	環境影響評価法施行令に定める規模の事業を実施する場合は、事前に環境影響評価その他の手続が必要(太陽光発電事業は出力40,000キロワット以上(第1種事業)、30,000キロワット以上40,000キロワット未満(第2種事業)が対象となる。)	経済産業省 九州産業保安監督部 電力安全課 鹿児島県 環境林務部 環境林務課

法令等の名称	許認可・届出の名称等	手続きの窓口
鹿児島県環境影響評価条例	鹿児島県環境影響評価条例施行規則に定める規模の事業を実施する場合は、事前に環境影響評価その他の手続きが必要(太陽光発電事業は一般地域で40ヘクタール以上が対象となる。)	鹿児島県 環境林務部 環境林務課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	バイオマス発電の燃料として産業廃棄物を用いるために収集・運搬等を行う場合は、事前に県の許可が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 衛生・環境課
鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱	産業廃棄物処理施設等の設置及び県外産業廃棄物を搬入する際は、事前に県との協議が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 衛生・環境課
自然環境保全法	自然公園区域内での開発については、事前に届出が必要	環境省 九州地方環境事務所 国立公園課
鹿児島県自然環境保全条例		鹿児島県 環境林務部 自然保護課
自然公園法	自然公園内で開発行為等を行う場合は、事前に県への許可や届出が必要	環境省 九州地方環境事務所 国立公園課
県立自然公園条例	県立自然公園内で開発行為等を行う場合は、事前に県への許可や届出が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設総務課
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の特別保護区域内で開発行為を行う場合は、事前に県への許可が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 農政普及課
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	絶滅のおそれのある野生動植物の生息等保護区域で開発行為を行う場合は、国の許可や届出が必要	環境省 九州地方環境事務所 野生生物課
鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例	特定希少野生動植物の保護区域で開発行為を行う場合は、県の許可や届出が必要	鹿児島県 環境林務部 自然保護課
水質汚濁防止法	排水の水質の規制が必要な特定施設等を設置する場合は、事前に県等への届出が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 衛生・環境課
土壌汚染対策法	土地の形質変更(掘削・盛土)の合計面積が次のいずれか以上 ①3,000平方メートル ②有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地等にあつては、900平方メートルの場合、着手する日の30日前までに届出が必要	鹿児島県 環境林務部 環境保全課

法令等の名称	許認可・届出の名称等	手続きの窓口
大気汚染防止法	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙の発生を伴う設備を設置する場合は、事前に県への届出が必要 ・一般粉じんの発生を伴う設備を設置する場合は、事前に県への届出が必要 ・特定粉じん排出等作業を実施する場合は、事前に県への届出が必要 	鹿児島県 環境林務部 環境保全課
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属し、公害防止組織法施行令で定める一定規模以上の排出量等(排出ガス、排出水等)を有する特定施設を設定している特定工場については、公害防止管理者等を選任し、県への届出が必要	鹿児島県 環境林務部 環境保全課
騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の規制が行われる指定地域で特定施設を設置しようとする場合は、事前に市への届出が必要 ・騒音の規制が行われる指定地域で特定建設作業を行う場合は、事前に市への届出が必要 	始良市 市民生活部 生活環境課
振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> ・振動の規制が行われる指定地域で特定施設を設置しようとする場合は、事前に市への届出が必要 ・振動の規制が行われる指定地域で特定建設作業を行う場合は、事前に市への届出が必要 	始良市 市民生活部 生活環境課
鹿児島県公害防止条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙、粉じんに係る特定施設の設置しようとする場合は、事前に県への届出が必要 ・騒音に係る特定施設の設置、特定建設作業を実施しようとする場合は、事前に県への届出が必要 ・悪臭に係る特定施設を設置しようとする場合は、事前に県への届出が必要 	鹿児島県 環境林務部 環境保全課
	汚水に係る特定施設を設置しようとする場合は、事前に県への届出が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 衛生・環境課
鹿児島県公害防止条例	<p>以下の工場を新增設する際は、事前協議が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム及びその化合物若しくは鉛及びその化合物を含むばい煙を排出する施設を設置しようとする工場等 ・カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物又は水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物を含む汚水又は廃液を排出する施設を設置しようとする工場等 ・総排出ガス量20万/h以上(0℃、1気圧)又は総排出水量1万/日の施設を設置しようとする工場等 	鹿児島県 環境林務部 環境保全課

法令等の名称	許認可・届出の名称等	手続きの窓口
温泉法	地熱発電を行うために温泉を掘削する場合及び源泉の増掘や動力装置を設置する場合は、事前に県の許可が必要	鹿児島県 くらし保健福祉部 生活衛生課
工場立地法	一定規模以上の特定工場(製造業、電気・ガス・熱供給業(水力発電所、地熱発電所、太陽光発電所は除く。))の設置に関し、工事着手90日前までに市へ届出が必要 ※敷地面積9,000平方メートル以上、又は建築面積3,000平方メートル以上の場合	始良市 企画部 商工観光課
農業振興地域の整備に関する法律	農用区域内に発電施設を設置する場合は、農業振興地域整備計画を変更する手続きが必要	始良市 農林水産部 農政課
農地法	農地を転用して発電施設を設置する場合は、県の許可が必要	始良市 農業委員会事務局
鹿児島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例	・管理受託者が、受託土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させる場合は、承認が必要 ・管理受託者が、受託土地改良財産の原形に変更を及ぼす改築、追加工事等をしようとする場合は、承認が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 農村整備課
森林法	地域森林計画の対象民有林(保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除く。)10,000平方メートルを超えて開発行為を行う場合は、県の許可が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 林務水産課
	地域森林計画の対象民有林(保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除く。)の伐採において開発区域に係る森林面積が10,000平方メートル以下の場合は、伐採届出が必要	始良市 農林水産部 林務水産課
漁港漁場整備法	漁港の区域内において発電設備の設置工事に伴い、水面の専用等を行う場合は、事前に漁港管理者の許可が必要	始良市 農林水産部 林務水産課
道路法	道路の占用を行う場合又は道路に関する工事を行う場合は、道路管理者の許可が必要	【直轄国道】 国土交通省 九州地方整備局 鹿児島県国道事務所 加治木維持出張所
		【県管理国道・県道】 鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設総務課
		【市道】 始良市 建設部 土木課

法令等の名称	許認可・届出の名称等	手続きの窓口
河川法	発電のために河川の流水を取水する場合及び河川区域内に発電設備等を設置する場合は、事前に河川管理者の許可等が必要	【二級河川】 鹿児島県 土木部 河川課 始良・伊佐地域振興局 建設総務課
		【準用河川及び普通河川】 始良市 建設部 土木課
海岸法	海岸保全区域等において開発行為を行う場合は、事前に海岸管理者の許可が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設総務課・ 農村整備課 始良市 農林水産部 林務水産課(漁港海岸)
砂防法	砂防指定地内で、一定の制限行為を行う場合又は砂防設備等の占用を行う場合は、事前に県知事の許可が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設総務課
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内で、一定の制限行為を行う場合は、事前に県知事の許可が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設総務課
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内の特定開発行為を行う場合は、県の許可が必要	鹿児島県 土木部 砂防課
	土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物を建築する場合は、県の建築確認が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 土木建築課
地すべり等防止法	地すべり防止区域内で、一定の制限行為を行う場合は、事前に県知事の許可が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設総務課
港湾法	臨港地区内において発電設備の設置工事等を行う場合は、事前に港湾管理者への届出が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設総務課
都市計画法	「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」を行う場合は、県の許可が必要 (都市計画区域内:3,000平方メートル以上、都市計画区域外:10,000平方メートル以上)	鹿児島県 土木部 建築課
建築基準法	発電設備及び附帯施設を設置する場合で、建築基準法第6条第1項第1号から第4号又は工作物等に該当する場合は、県等の建築確認が必要	鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 土木建築課
航空法	発電設備等を設置しようとする場合は、制限表面の高さを確認し、設置の承認が必要	国土交通省 大阪航空局 鹿児島空港事務所

法令等の名称	許認可・届出の名称等	手続きの窓口
文化財保護法	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地において土木工事等を行う場合は文化庁長官への届出が必要 ・国指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化庁長官の許可が必要 	始良市 教育部 社会教育課
鹿児島県文化財保護条例	<ul style="list-style-type: none"> ・県指定史跡名勝天然記念物に関し現状を変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県教育委員会の許可を受けることが必要 	始良市 教育部 社会教育課
電気事業法	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模の発電設備を設置する場合は、事前に国への工事計画の届出が必要 ・一定規模の発電設備を設置する場合は、使用の開始前までに国への使用前自己確認の届出が必要 ・一定規模の発電設備を設置する場合は、事前に主任技術者を選任し、国への届出が必要 ・一定規模の発電設備を設置する場合は、保安規程を定め、使用の開始前までに国へ届出が必要 ・工事計画を届け出た発電設備の使用の開始前に、溶接事業者検査を実施し、国等にその結果の確認を受けることが必要 ・工事計画を届け出た発電設備の使用の開始前に、使用前自主検査を実施するとともに、使用前安全管理審査の受審が必要 ・工事計画を届け出た発電設備を使用する場合は、定期事業者検査を実施するとともに、定期安全管理審査の受審が必要 	経済産業省 九州産業保安監督部 電力安全課
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業者は、毎年度開始前に国への供給計画の届出が必要 	電力広域的運営推進機関
	<ul style="list-style-type: none"> ・発電事業の実施に際して危険物に指定されている物資を一定量以上使用する場合は、事前に市の許可が必要 	始良市 消防本部 予防課
道路交通法	<ul style="list-style-type: none"> ・設置工事、作業の際に道路を使用する場合は、許可が必要 	始良警察署
	<ul style="list-style-type: none"> ・運搬時に、車両の積載物の重量、大きさ又は積載方法の制限を超えて運転する場合は、許可が必要 	車両の出発地を管轄する警察署

法令等の名称	許認可・届出の名称等	手続きの窓口
水産資源保護法	保護水面に指定されている区域内において発電設備等を設置するための工事を行う場合は、事前に当該保護水面を管理する県知事又は農林水産大臣の許可が必要	水産庁 栽培養殖課
高圧ガス保安法	発電事業の実施に際して一定量以上の高圧ガスを使用する場合は、事前に県への届出が必要	鹿児島県 危機管理防災局 消防保安課
ガス事業法	・バイオガスを製造・使用する事業を行う場合は、国への届出が必要 ・バイオガスの製造能力又は供給能力が一定規模以上の場合は、報告が必要	経済産業省 九州産業保安監督部 保安課
土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内において、発電設備等の設置のための開発行為を行う場合は、事前に国等の許可が必要	鹿児島県 土木部 都市計画課
電波法	電波障害防止区域に発電設備等を設置する場合で一定の高さ以上となる場合は、事前に国への届出が必要	総務省 九州総合通信局 無線通信部 陸上課
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内において行われる切土、盛土など一定の行為は、県知事等の許可が必要	鹿児島県 土木部 建築課
始良市宅地造成等土地開発に関する指導要綱	土地の区画形質の変更など、一定規模以上の面積の土地に係る開発について市との協議が必要 (都市計画区域内1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満、都市計画区域外3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満)	始良市 建設部 都市計画課
始良市法定外公共物管理条例	法定外公共物(里道・水路)において、次に掲げる行為を行う場合は、市の許可が必要 ① 工作物を新築し、改築し、又は除去する場合 ② 流水水面又は敷地を占用する場合 ③ 流水を利用するため、これを停滞し、又は引用する場合 ④ 流水の方向、分量、幅員、深淺又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をする場合	始良市 農林水産部 耕地課・林務水産課 建設部 土木課

法令等の名称	許認可・届出の名称等	手続きの窓口
始良市法定外公共物管理条例	<p>⑤ 土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(①から④までに掲げる行為のため必要なものを除く。)又は竹木の植栽若しくは伐採をする場合</p> <p>⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、法定外公共物を本来の目的以外に使用する場合</p>	<p>始良市 農林水産部 耕地課・林務水産課 建設部 土木課</p>
始良市林道管理条例	<p>林道又は林道に接続する土地における一定の行為を行う場合は、市の許可が必要(工作物、施設等の設置又は道路の開設・改良若しくは土地の形質を変更しようとする場合)</p>	<p>始良市 農林水産部 林務水産課</p>
始良市文化財保護条例	<p>文化財が確認されている土地での開発には、事前に届出が必要</p>	<p>始良市 教育部 社会教育課</p>